

公 示

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとしました。

令和7年1月7日

長野県知事 阿 部 守 一

登録番号	15	登録年月日	平成15年8月27日				
登録検査機関の名称	長野県食糧集荷協同組合						
代表者氏名	理事長 宮本 政明						
主たる事務所の所在地	長野県長野市南県町685番地						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産そば						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
長野県	田村 拓也	もみ、玄米、そば	K2006017				
	石原 稜真	もみ、玄米、そば	K2006018				
	伊藤 彰悟	もみ、玄米、そば	K2006019				
	伊藤 浩章	もみ、玄米、そば	K2006020				
	玉井 義朗	もみ、玄米、そば	K2006021				
	矢野口 了久	もみ、玄米、そば	K2006022				
	小宮山 浩志	もみ、玄米、そば	K2006023				
備 考	農産物検査員の新規登録						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。